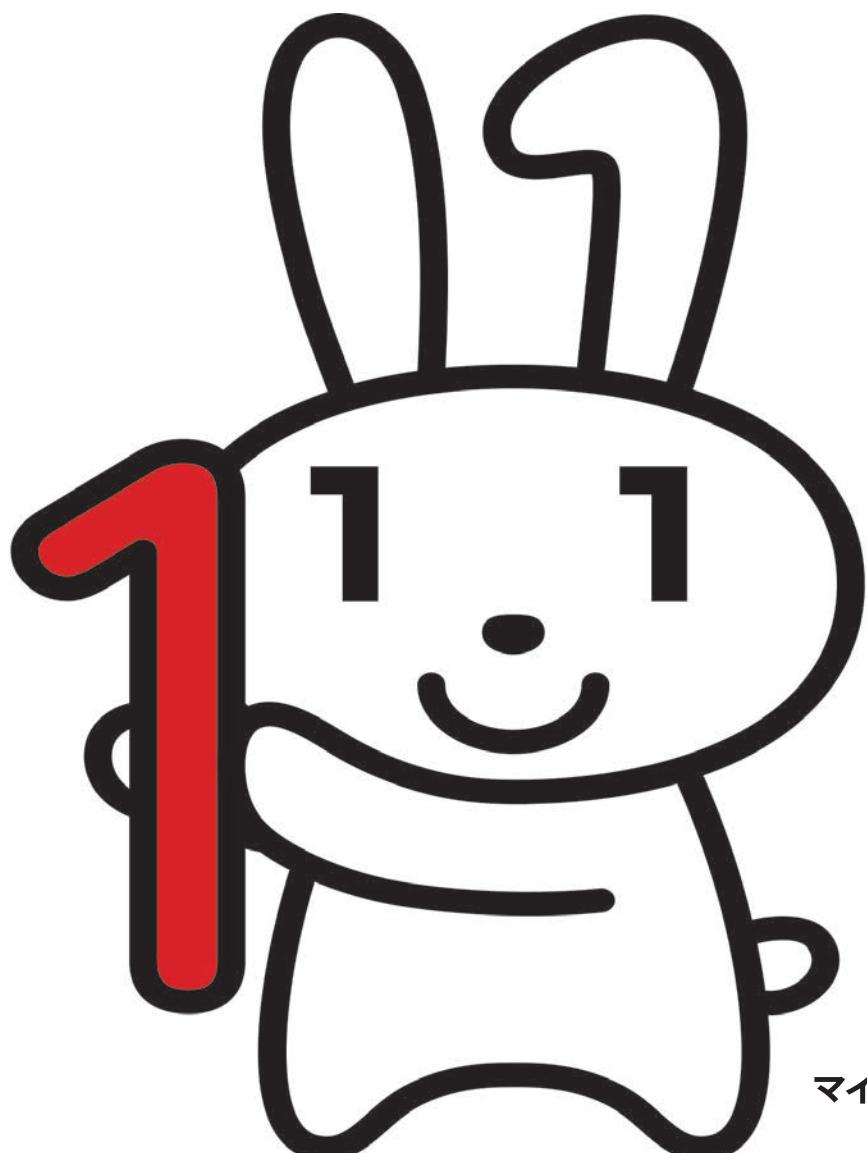


マイナンバー制度

が始まります



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

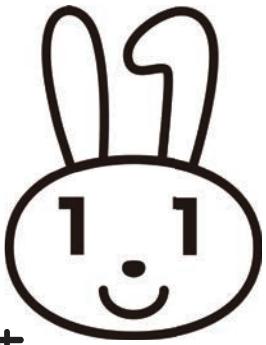
○ 下諏訪町

マイナンバー制度とは？

平成27年10月から、住民票を有するすべての方に、一人にひとつ通知される自分専用の12桁の番号をマイナンバーといいます。

社会保障や税、災害対策の分野で活用されるものです。ずっと同じ番号を生涯にわたって利用する、とても大切な番号です。

※外国籍でも日本に住民票がある人は対象になります。



マイナンバーが必要な場面とは？

社会保障

年金 医療保険 介護保険
生活保護 児童手当
ハローワークの事務など

税

税務署などに提出する
確定申告書などに記載
都道府県・市町村に提出
する申告書などに記載

災害対策

防災・災害対策に関する事務
被災者生活再建支援金の給付
被災者台帳の作成事務



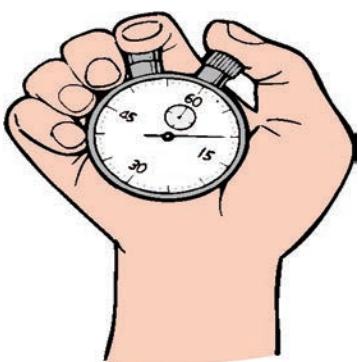
マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

マイナンバー制度で何が変わるの？

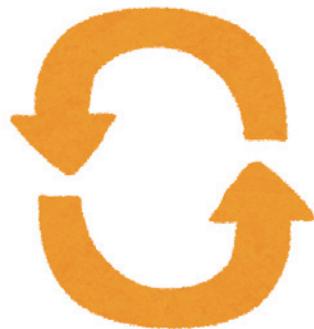
行政の効率化

1 手続きが正確で早くなる



国民の利便性の向上

2 面倒な手続きが簡単に



公平・公正な社会の実現

3 給付金などの不正受給の防止



添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受けることができます。

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

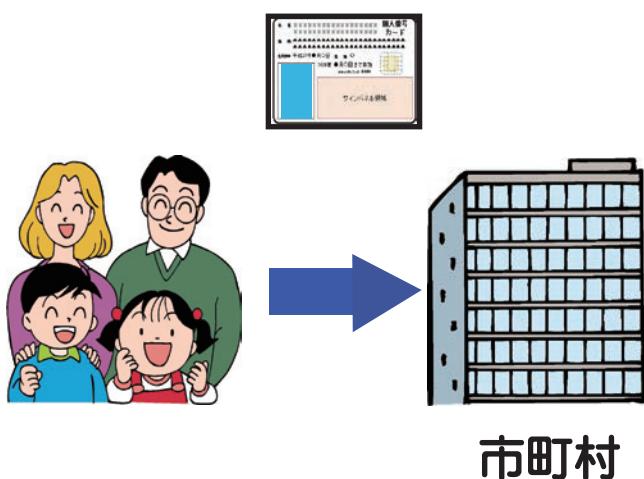
マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、**社会保障、税、災害対策**の分野で利用されます。

- ・ 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になります。
- ・ 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。
- ・ 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

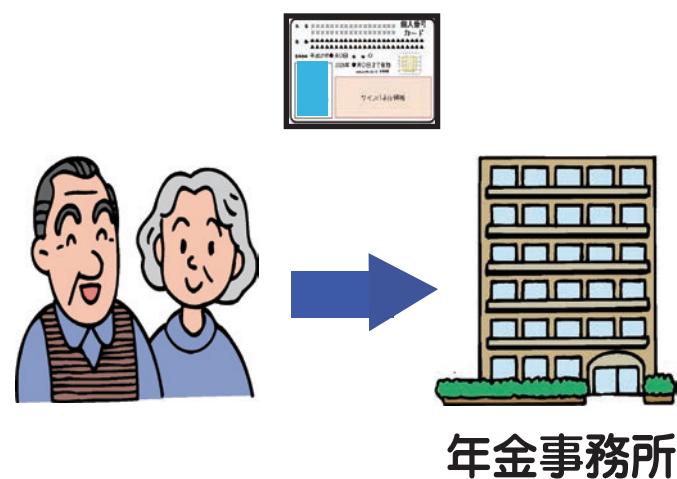


例えば、次のような場面で使います

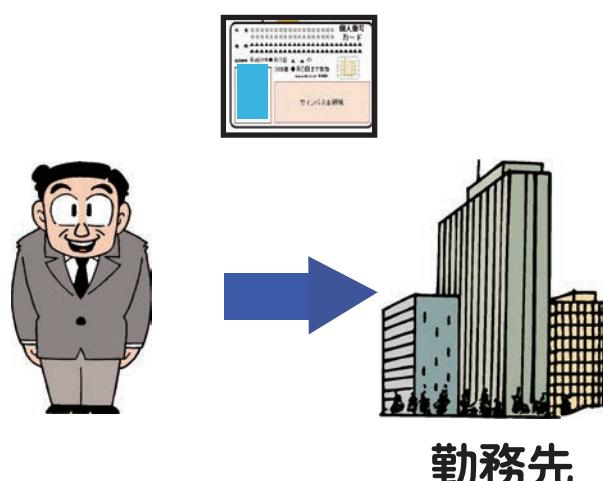
毎年6月の児童手当の現況
届の際に市町村にマイナン
バーを提示します。



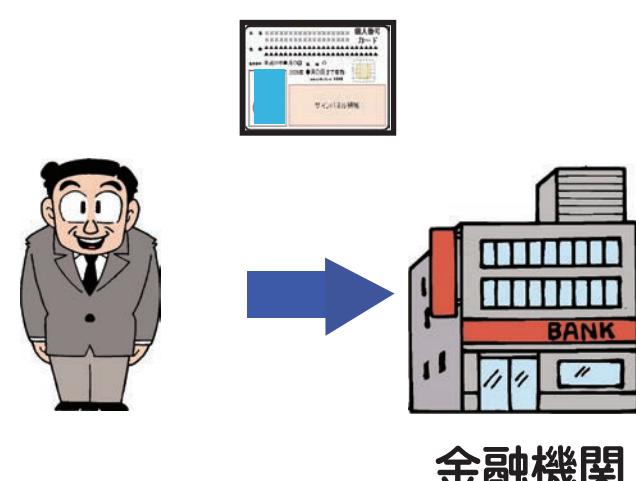
厚生年金の請求の際に年金
事務所にマイナンバーを提
示します。



源泉徴収票などに記載する
ため、勤務先にマイナンバー
を提示します。



法定調書等に記載するため、
証券会社や保険会社などに
マイナンバーを提示します。



※平成29年1月からは、自分の個人情報のやりとりの記録が、
インターネットで確認できるようになります。(マイナポータル)





マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために。

1

10月以降にマイナンバーが書かれた通知カードが
簡易書留で届きます

→ 簡易書留の中身を確認しましょう！

以下の3つが入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでください！

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーについての説明書類



2

個人番号カードを申請しましょう

申請方法 ①



顔写真

- ①個人番号カードの申請書に、
- ②署名又は記名押印をし、
- ③顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、
郵便ポストへ（詳細は次のページ）

申請方法 ②



スマートフォンで顔写真を撮影
所定のフォームから
オンラインで申請も可能！

スマートフォンなどを利用した
WEB申請もできるよ！



個人番号カード交付申請書の様式

ミシン目に沿って切り離してください。

- 届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。
- もし、通知カードを紛失した場合、再交付を受けるためには500円の手数料が必要となります。

通知カードと申請書を切り離す



個人番号カード
個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月01日
△△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
* 氏名 番号 花子
* 住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女
【代替文字情報】
電話番号 在留期間等
在留期間等
満了日の有無 * - 在留期間等
満了日 * -
右欄の点字表記を希望する バンゴウ ハナコ
※最大11文字まで(複数例は1文字)

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

印鑑を押す

申請日、氏名を記入

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日
申請者氏名(自署) 印

顔写真貼付欄
サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
最近6ヶ月以内に撮影
正面、無帽、無背景のもの
裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

以下は電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。
発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。
 署名用電子証明書※ 不要
 利用者証明用電子証明書 不要
※15歳未満の方、成年被後見人の場合には原則発行されません。
□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないことがあります。

ふりがな
代理人(氏名)
代理人記載欄 印
本人との関係
代理人住所
(電話番号:)
印

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上のお問い合わせ欄に記入ください。
● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧のうえ、ご記入ください。
● 表面の記載事項のうち、*印のけた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと一緒に大切に保管してください。

注意!

切り離した「通知カード」は、失くさないよう大切に保管してください。

X

指定サイズの顔写真をはる

発行を希望しない場合は黒く塗りつぶす

○署名用電子証明書
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用されます。

○利用者証明用電子証明書
マイナポータルのログイン等本人であることの認証手段として利用される予定です。

(表)

(裏)

申請書にあるQRコードを読み込むと、スマートフォンからでも申請できます。

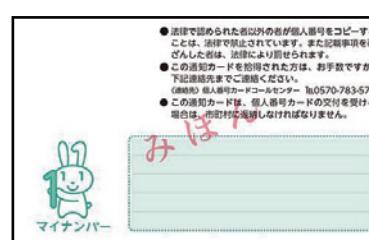
(顔写真をスマートフォンで撮影し、アプリからWeb申請が可能です)

- 切り取ったはがきの個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書には、氏名、住所がすでに印刷されています。写真を添付し、署名又は捺印をいただき、返信いただぐだけで申請は完了します。
- スマートフォンなどで写真を撮り、オンライン申請していただくことも可能です。

●通知カード



(表面)



(裏面)

住民票のある、すべての人に届きます。
あなたのマイナンバー（個人番号）が記載されています。

※このカードは公的な身分証明書としては使えません。

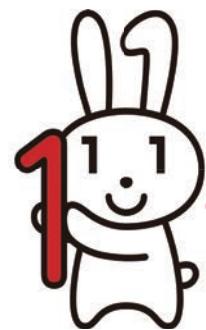
3

個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、下諏訪町役場の総合窓口係でご本人にお渡しします。

受取の際、

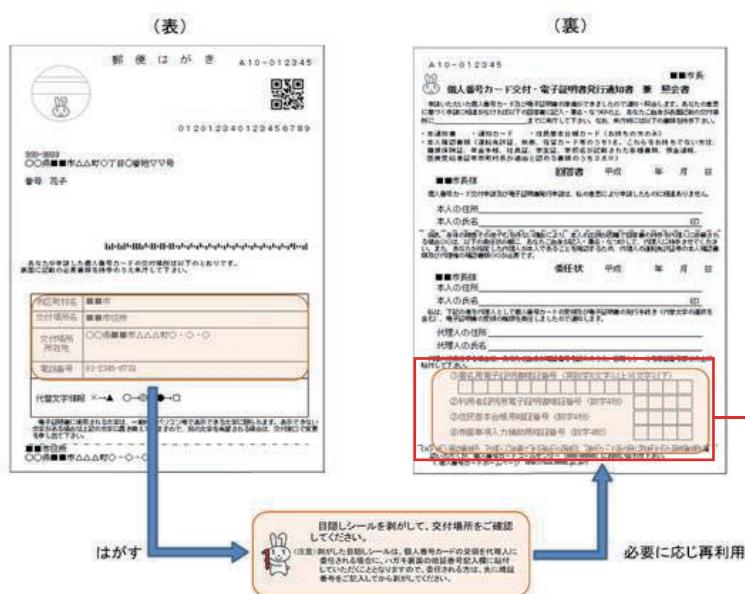
- ①大切に保管していた「通知カード」
 - ②申請後に届く「交付通知書（下記のはがき）」
 - ③運転免許証などの「本人確認書類」
- ※住基カードは、有効期限まで利用できますが、重複所持はできません。個人番号カードを受け取りの際に返却が必要です。



無料です

交付は予約制です。
詳しくは10ページみてね！

●交付通知書



※受領の際は、

- ①「署名用電子証明書」用の暗証番号
(英数字6桁以上16桁以内)
(「署名用電子証明書」を利用する方)
- ②「利用者証明用電子証明書」の暗証番号
(数字4桁)
- ③「個人番号カード」用の暗証番号
(数字4桁)
- ④「券面事項入力補助 AP」
(番号法に基づく事務を行う際、カード所有者の本人情報を確認するため等の暗証番号)用の暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。

重要
です！

自動車運転免許証と同様、住所を異動する時は通知カードもしくは個人番号カードに、新住所を裏書きをする必要がありますので、転入・転出先市町村へ、必ず持参してください。

個人番号カードの様式

現在の住民基本台帳カードに代わって本人確認のための身分証明書として利用できたり、自治体等が条例で定めるサービスに利用することができます。

個人番号カードには表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されます。

（20歳以上は10年更新、20歳未満は5年更新です。）

表面（案）



個人番号を記載しない
コピーできる者に制限はない
(本人同意などによりできる)

裏面（案）



個人番号を記載する
コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

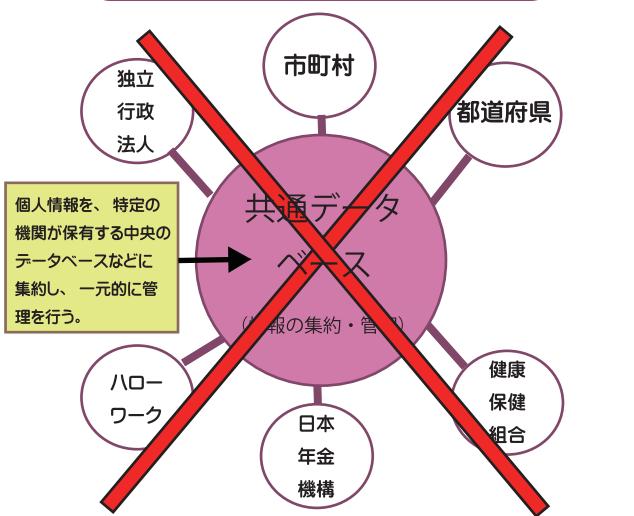
また、このカードにはICチップが搭載されており、e-TAXなどの各種電子申請を行えることになります。

※現在住民基本台帳カードをお持ちの方は 有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの交付を受けるときはお持ちの住民基本台帳カードを回収します。
(同時に両方のカードを所有することはできません。)

マイナンバーを安全に利用するために

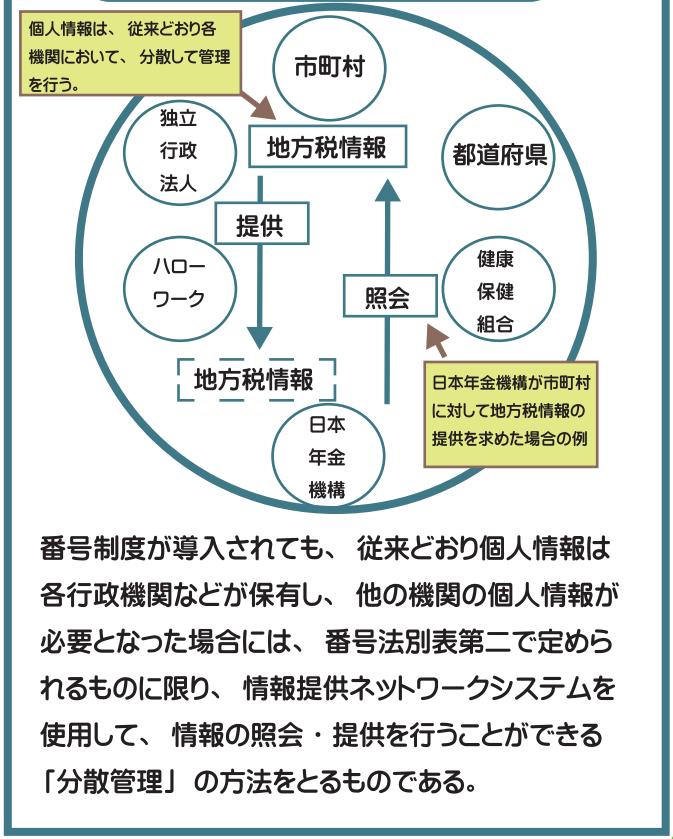
個人情報の管理の方法について

一元管理



番号制度が導入されることで、各行政機関などが保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「一元管理」の方法をとるものではない

分散管理



番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関などが保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の方法をとるものである。

情報提供等記録開示システム（マイナポータル）

自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認できるようになります。

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認いただける手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。

情報提供等記録開示システムの機能の詳細はマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能のほか、以下のような機能が入る予定です。

行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能

行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来る機能

行政機関などへの手続を電子的に一度で済ませることができる機能



情報提供等記録開示システム主要3業務（イメージ）

情報提供等記録表示業務

自分の特定個人情報をいつ、誰がなぜ情報提供したのかを確認する機能（附則第6条第5項）

自己情報表示業務

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

お知らせ情報表示業務

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。



- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

個人情報の安心・安全を確保します。

マイナンバーの導入を検討していた段階で、個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーになりすましが起こるのではないか、といった懸念の声もありました。そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。

また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。

また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

このように個人情報の保護に関して、さまざまな措置を講じています。

個人番号カード交付のご案内

平成27年10月19日（月）から

個人番号カードで
より便利になります

毎日午前10時から12時まで
交付申請説明会を行います。（開庁日のみ）

持ち物：個人番号カード交付申請書・申請者の認め印

場所：役場1階 総合窓口係



平成28年1月からの

個人番号カードの交付は予約制です

個人番号カードの交付には一人につき30分ほどお時間がかかります。

お待たせしないために予約制にしますので、個人番号カードの交付通知書が届きましたら
希望日時を電話で予約してください。

【交付日及び交付時間】※平成28年1月～3月まで

交付日		時間
開庁日	月曜日・水曜日・金曜日	午前9時から午後5時まで
	火曜日・木曜日	午前9時から午後7時まで
休日	第2日曜日・第4日曜日	午前10時から午後4時まで

代理人が手続きする場合はご相談ください

代理人が交付申請する場合は、代理権の確認（委任状など）と代理人の本人確認（運転免許証など）が必要となります。

交付申請する人と代理人との関係によって必要書類が変わりますので、事前にご相談ください。

交付申請説明会・個人番号カードの交付予約
個人番号カードの交付場所・代理人手続きの相談など

**通知カード：個人番号カードについての相談窓口は
下諏訪町役場1階 住民環境課 総合窓口係**

0266-27-1111（内線135）

平成27年10月から住民のみなさんに届けられる
「通知カード」を大切に保管してください。

※マイナンバー（個人番号）などが記載されています。

マイナンバーのお問い合わせは

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/inde.html>

マイナンバー

検索

マイナンバー公式Twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR



0570 - 20 - 0178 (全国共通ナビダイヤル)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570 - 20 - 0291におかけください。

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、050 - 3816 - 9405におかけください。